

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月20日

【発行者の名称】 スウェーデン輸出信用銀行  
(AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 カトリン・フランソン  
(Catrin Fransson - Chief Executive Officer)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 犬 島 伸 能

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー  
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 犬 島 伸 能

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー  
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

スウェーデン輸出信用銀行 2019年7月2日満期 満期円償還特約付 円/米ドル デュアル債券に関して、平成30年6月12日に提出しました有価証券届出書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、発行総額、計算代理人および判定為替が決定されましたので、これらにつき訂正するため本訂正届出書を提出いたします。

## 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第2 売出債券に関する基本事項

- 1 売出要項
- 3 償還の方法

## 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第2【売出債券に関する基本事項】

#### 1【売出要項】

< 訂正前 >

前略

(3) 券面総額	50億円(予定)(注1)
----------	--------------

中略

(5) 売出価格及びその総額	売出価格	額面金額の100.00%
	売出価格の総額	50億円(予定)(注1)

中略

(8) 売出期間	2018年6月22日から2018年6月29日まで(注9)
----------	------------------------------

(9) 受渡期日	2018年7月3日(日本時間)(注9)
----------	---------------------

中略

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は50億円(予定)である。本債券の発行に関する未定および予定の条件は、需要状況を勘案した上で、2018年6月下旬までに決定される予定である。なお、最終的に決定される券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

中略

(注4) 本債券は、スウェーデン輸出信用銀行の金額無制限継続債券発行プログラム(以下「プログラム」という。)および本債券に関するプライシング・サブメント(以下「関連プライシング・サブメント」という。)に基づき、2018年7月2日(以下「発行日」(注9)という。)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

中略

(注9) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注10) (a) MiFID II(指令2014/65/EU)ならびに(b) MiFID IIを補足する委員会委任指令(EU)2017/593第9条および第10条に含まれる商品管理要件(合わせて「MiFID II商品管理要件」)のために行われた本債券に関する対象市場評価においては、( )本債券の対象市場は適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客(それぞれMiFID IIに定義される。)であり(ただし、リテール顧客については、日本の居住者である。)、また、( )適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客に対する本債券の全ての販売経路は、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に従い適切であるという結論に至った。二次的に本債券の募集、売却または勧誘を行う一切の者(以下「販売業者」という。)は、かかる対象市場評価を考慮すべきである。ただし、MiFID IIに服する販売業者は、本債券について独自の対象市場評価を実施し、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に基づく販売業者の適合性・適切性に関する責任が、全ての販売において遵守されるよう、適切な販売経路を決定する責任を負う。

本債券は、欧州経済領域のリテール投資家が入手可能な状態にはないものと解され、欧州経済領域のリテール投資家に対し本債券を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能な状態とすることは、不適法となる可能性がある。

< 訂正後 >

前略

(3) 券面総額	5億1,300万円(注1)
----------	---------------

中略

(5) 売出価格及びその総額	売出価格	額面金額の100.00%
	売出価格の総額	5億1,300万円(注1)

中略

(8) 売出期間	2018年6月22日から2018年6月29日まで
----------	--------------------------

(9) 受渡期日	2018年7月3日(日本時間)
----------	-----------------

中略

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は5億1,300万円である。

中略

(注4) 本債券は、スウェーデン輸出信用銀行の金額無制限継続債券発行プログラム(以下「プログラム」という。)および本債券に関するプライシング・サプメント(以下「関連プライシング・サプメント」という。)に基づき、2018年7月2日(以下「発行日」という。)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

中略

訂正前の(注9)は削除しました。

(注9) (a) MiFID II(指令2014/65/EU)ならびに(b) MiFID IIを補足する委員会委任指令(EU)2017/593第9条および第10条に含まれる商品管理要件(合わせて「MiFID II商品管理要件」)のためのみ行われた本債券に関する対象市場評価においては、( )本債券の対象市場は適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客(それぞれMiFID IIに定義される。)であり(ただし、リテール顧客については、日本の居住者である。)、また、( )適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客に対する本債券の全ての販売経路は、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に従い適切であるという結論に至った。二次的に本債券の募集、売却または勧誘を行う一切の者(以下「販売業者」という。)は、かかる対象市場評価を考慮すべきである。ただし、MiFID IIに服する販売業者は、本債券について独自の対象市場評価を実施し、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に基づく販売業者の適合性・適切性に関する責任が、全ての販売において遵守されるよう、適切な販売経路を決定する責任を負う。

本債券は、欧州経済領域のリテール投資家が入手可能な状態にはないものと解され、欧州経済領域のリテール投資家に対し本債券を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能な状態とすることは、不適法となる可能性がある。

### 3【償還の方法】

(1) 満期における償還

< 訂正前 >

前略

「計算代理人」とは、(未定)または正当に授權されたその承継者をいう。

「判定為替」とは、基準為替から(未定)円/米ドル(5.00円/米ドル~12.00円/米ドルを仮条件とする。最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外になることがある。)を差し引いた値をいう。

後略

< 訂正後 >

前略

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたは正当に授權されたその承継者をいう。

「判定為替」とは、基準為替から8.70円/米ドルを差し引いた値をいう。

後略

